

令和8年度 政策評価書（総合評価方式）

担当部局等名：防衛政策局日米防衛協力課

評価実施時期：令和8年8月

1 施策等名

日米防衛協力の強化

2 政策体系上の位置付け

日米同盟は、我が国の安全保障政策の基軸であり、国家安全保障戦略（令和4年12月）において、「日米の戦略レベルで連携を図り、米国と共に、外交、防衛、経済等のあらゆる分野において、日米同盟を強化していく」と記載されている。

また、国家防衛戦略（令和4年12月）において、我が国の防衛目標として次の3つが掲げられている。

- ① 力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出する
- ② 力による一方的な現状変更やその試みを、同盟国・同志国などと協力・連携して抑止・対処し、早期に事態を収拾する
- ③ 万が一、我が国への侵攻が生起する場合、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国などの支援を受けつつ、これを阻止・排除する

また、核兵器の脅威に対しては、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止が不可欠であり、3つの防衛目標を達成するための我が国自身の努力と、米国の拡大抑止などがあいまって、あらゆる事態から我が国を守り抜くこととしている。

さらに、これらの防衛目標を達成するため、次の3つのアプローチが掲げられている。

- ① 我が国自身の防衛体制の強化として、その中核たる我が国の防衛力を抜本的に強化するとともに、国全体の防衛体制を強化する
- ② 同盟国である米国との協力を一層強化することにより、日米同盟の抑止力と対処力をさらに強化する
- ③ 自由で開かれた国際秩序の維持・強化のために協力する同志国などとの連携を強化する

本施策は、国家安全保障戦略等に基づき、日米同盟の抑止力及び対処力を強化するものであり、特に、国家防衛戦略上の3つのアプローチのうち、主として2つ目を構成する重要な要素である。

3 施策等の概要

厳しさを増す安全保障環境において、国の平和、安全、独立を確保するためには、あらゆる事態に対応できる隙のない防衛態勢を構築することが必要である。しかし、一国のみで自国の安全を確保することは困難であり、我が国が独力でこのような態勢を保持することは、人口、国土、経済の観点から容易ではない。

したがって、米国の軍事力による抑止力と我が国自身の防衛力を合わせて、隙のない防衛態勢を構築し、我が国の平和と安全を確保するとともに、日米の緊密な協力関係を基盤とし、我が国周辺地域の平和と安定に必要な米国の関与を確保することが重要である。

また、我が国の防衛戦略と米国の国防戦略は、あらゆるアプローチと手段を統合させて、力による一方的な現状変更を許容しないことを最優先とする点で軌を一にして

いる。こうした共通認識を踏まえ、日米同盟の即応性・抗たん性を強化するとともに、相手にコストを強要し、我が国への侵攻を抑止する観点から、それぞれの役割・任務・能力に関する議論をより深化させることで、日米共同の統合的な抑止力をより一層強化していく必要があり、主に4に示す9項目における協力が重要であり、取組を進めている。

4 政策効果の把握・分析

① 宇宙領域やサイバー領域などにおける協力

国家防衛戦略では、日米共同による宇宙・サイバー・電磁波を含む領域横断作戦を円滑に実施するための協力や相互運用性を高めるための取組を一層深化させることとされている。特に、2023年の日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）では、宇宙への、宇宙からの、又は宇宙における攻撃が、同盟の安全に対する明確な挑戦であると考え、一定の場合には、この攻撃が、日米安保条約第5条の発動につながるがありうることを確認された。また、2024年4月には、木原防衛大臣（当時）は、ホワイティング米宇宙コマンド司令官の表敬を受け、安全保障環境が一層の厳しさを増すなか、宇宙領域における能力の強化にむけて、宇宙領域把握（SDA）を含めた日米防衛当局間の協力を加速させていくことを確認した。

さらに、同年12月、米軍は、在日米軍全体に宇宙領域に関する知見を提供するほか、防衛省・自衛隊をはじめとする日本の関係省庁などとの調整の円滑化のため、横田飛行場（東京都）に在日米宇宙軍を新編した。

また、日米防衛当局間における電磁波領域の作業部会などを通じ、電磁波領域における日米間の連携を強化している。

そのほか、安全保障分野でのAIの活用や多国間にまたがる課題などの情報交換などを実施している。

② 統合防空ミサイル防衛

弾道ミサイル、巡航ミサイルや航空機など、我が国に向けて飛来する経空脅威への対応については、運用情報の共有や対処要領の整備に加え、日米共同統合防勢対航空訓練などを実施することにより、日米共同対処能力を向上させている。また、累次にわたる北朝鮮による弾道ミサイルの発射の際には、同盟調整メカニズムも活用し、日米が連携して対処している。

なお、米国は2022年に発表したミサイル防衛見直しにおいて、我が国を含む同盟国との協力の重要性を明記している。

また、極超音速で低い軌道を飛翔し、高い機動力を有し、迎撃がより困難と指摘されている極超音速滑空兵器（HGV）への対処のため、2024年5月、日米両国はGPI日米共同開発を開始し、2030年代の開発完了を目指している。GPI共同開発を着実に進めることは、統合防空ミサイル防衛能力の強化、国内防衛産業の技術力向上、日米同盟の更なる深化や抑止力・対処力の向上に寄与するものである。

③ 情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動

共同のISR活動について、日米両国の活動の効率や効果を高めるためには、広くアジア太平洋地域におけるISR活動を日米間で協力して実施していくことが重要である。

このような共同のISR活動の拡大は、抑止の機能を果たすとともに、他国に対する情報優越を確保し、平素から各種事態までのシームレスな協力態勢を構築することにつながる。2024年7月に実施された日米「2+2」において、日米双方は、情報収集、警戒監視及び偵察（ISR）協力の着実な進歩を確認した。また、日米共同情報分析組織

(BIAC) の成果を確認し、今後の協力取組に関する継続的な議論を通じて BIAC を強化・拡大することに合意した。

④ 米軍等の部隊の武器等防護

自衛隊法第 95 条の 2 の規定では、自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事している米軍等の部隊の武器等を防護できるとされており、2025 年は、弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動の機会に、米軍の艦艇に対して自衛隊の艦艇が 4 回、共同訓練の機会に、米軍の艦艇に対して自衛隊の艦艇が 2 回、米軍の航空機に対して自衛隊の航空機が 3 回の警護を実施した。

【参考】自衛隊法第 95 条の 2 に基づく米軍等の部隊の武器等の防護に係る警護の実績

				合衆国軍隊等の「我が国の防衛に資する活動」別件数			合衆国軍隊等の「我が国の防衛に資する活動」別件数	合計
時期	国名	対象	自衛隊の主体	弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動	重要影響事態に際して行われる輸送、補給等の活動	我が国を防衛するために必要な能力を向上させるための共同訓練	その他	
2022 年	米 国	艦 艇	艦 艇	4	0	18	0	27
		航空機	航空機	0	0	5	0	
2023 年	米 国	艦 艇	艦 艇	4	0	13	0	22
		航空機	航空機	0	0	5	0	
2024 年	米 国	艦艇	艦艇	4	0	6	0	13
		航空機	航空機	0	0	3	0	
2025 年	米 国	艦艇	艦艇	4	0	2	0	9
		航空機	航空機	0	0	3	0	

⑤ 後方支援

1996 年に締結(1999 年と 2004 年に改正)した日米物品役務相互提供協定(ACSA)による後方支援でも、日米間の協力は着実に進展した。この協定は、日米安保条約の円滑かつ効果的な運用と、国連を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的としている。平時における共同訓練をはじめ、災害派遣活動、国際平和協力業務、国際緊急援助活動、武力攻撃事態といった様々な状況において、自衛隊と米軍との間で、その一方が物品や役務の提供を要請した場合には、もう一方は提供ができることが基本原則である。

2015 年の平和安全法制の成立を受け、2016 年、新たな日米 ACSA に署名し 2017 年に国会で承認され、発効した。これにより、平和安全法制で実施可能となった物品・役務の提供についても、これまでの日米 ACSA のもとでの決済手続などと同様の枠組みを適用することが可能となった。

これまで、共同訓練や、相手国施設への一時的な立ち寄り等の際に、燃料や食料などを相互に提供しており、1996年から2025年までに、1万4千件の実績がある。

⑥ 共同訓練・演習

平素から日米共同訓練・演習を行うことは、戦術面などの相互理解や意思疎通といった相互運用性を向上させ、日米共同対処能力の維持・向上に大きく資するのみならず、日米それぞれの戦術技量の向上を図るうえでも有益である。とりわけ、実戦経験豊富な米軍から習得できる知見や技術は極めて貴重であり、自衛隊の能力向上に大きく資するものである。

また、効果的な時期、場所、規模で共同訓練を実施することは、日米間での一致した意思や能力を示すことにもなり、抑止の機能を果たすことになる。これらの観点を踏まえ、防衛省・自衛隊は、日本海や東シナ海では頻繁に共同飛行を実施するとともに、レゾリュート・ドラゴン25では陸自V-22や米海兵隊MV-22等を演習場に展開させ、対着上陸戦闘実動訓練を行う等、島嶼防衛に必要な実践的な訓練の実施を通じて、継続的に共同訓練の充実に努めている。

⑦ 拡大抑止

日米両政府は、拡大抑止の維持・強化のあり方を議論するための恒常的な場として、2010年に日米拡大抑止協議（EDD）を設立しており、2025年6月に米国ルイジアナ州バークスデール空軍基地において、2026年2月に米国務省において協議を実施した。

このほか、これまで事務レベルで行ってきたEDDに加え、2024年7月には、日米「2+2」にあわせて、拡大抑止に関する日米閣僚会合を実施した。会合では、拡大抑止に特化した初の閣僚会合の実施に至ったこと及び拡大抑止の強化に向けた議論が継続的に深化していることを歓迎するとともに、拡大抑止を一層強化するための協力について詳細な議論を行い、拡大抑止に関する日米閣僚会合共同発表を発出した。また、同年12月には、拡大抑止に関連する協議やコミュニケーション、抑止を最大化するための戦略的メッセージ、日本の防衛力によって増進される米国の拡大抑止のための取組を強化する「日米政府間の拡大抑止に関するガイドライン」を作成した。

今後とも、日米政府間の拡大抑止に関するガイドラインも踏まえ、EDDや拡大抑止に関する日米閣僚会合のような様々なハイレベルでの協議を通じ、米国の拡大抑止の強化に向けた取組を引き続き進めていく。

⑧ 共同使用

施設・区域の共同使用の拡大は、演習場、港湾、飛行場など自衛隊の拠点の増加も意味し、日米共同の活動における、より緊密な運用調整、相互運用性の向上、柔軟性や抗たん性の向上が可能となる。特に沖縄における自衛隊施設は、空自那覇基地（沖縄県）などに限られており、その大半が都市部にあるため、運用面での制約がある。沖縄の在日米軍施設・区域の共同使用は、沖縄に所在する自衛隊の訓練環境を大きく改善するとともに、共同訓練・演習の実施や自衛隊と米軍間の相互運用性の向上を促進するものである。また、即応性を向上させ、災害時における県民の安全の確保に資することが可能となる。

このため、南西諸島を含め、地域における自衛隊の防衛態勢や地元との関係に留意しつつ、日米間で精力的に協議を行っているほか、具体的な取組も進展している。また、グアムや北マリアナ諸島連邦（テニアン島）に、自衛隊と米軍が共同使用する訓練場を整備することとしている。また、持続的な対応能力の確保・維持を図るために必

要な各種弾薬の取得にあたって火薬庫の確保は重要な課題であるところ、在日米軍の施設・区域である嘉手納弾薬庫地区内の火薬庫を自衛隊が追加的に共同使用することとし、具体的な調整が開始されている。

⑨ 防衛装備・技術協力

2024 年 4 月、日米首脳共同声明「未来のためのグローバル・パートナー」において、長期的に重要な能力の需要を満たし、即応性を維持するためにそれぞれの産業基盤を活用することを目的とし、日米の関係省庁と連携し、防衛省と米国防省が共に主導する日米防衛産業協力・取得・維持整備定期協議（DICAS）を開催することとされた。これに基づき、同年 6 月に開催された第 1 回 DICAS において、深澤防衛装備庁長官（当時）とラプランテ米国防次官（取得・維持整備担当）（当時）は、日米の防衛産業によるパートナーシップのもとで、ミサイルの共同生産、前方展開される米海軍艦船及び米空軍機の共同維持整備、そしてサプライチェーンの強靱化の機会を特定するためにさらなる議論を行うべく作業部会（ワーキンググループ）を設置することなどに合意した。同年 7 月に行われた日米「2+2」において、AMRAAM 及び PAC-3MSE の生産能力拡大のために、互恵的な共同生産の機会を追求することが確認された。2026 年 4 月に行われた第 4 回 DICAS において、日米は、本協議の下で進められてきた取組が具体的な実行段階に移行していることを踏まえ、DICAS を「DICAS2.0」とし、関係性をより強靱化させることで一致するとともに、4 つの作業部会（ミサイル共同生産作業部会、航空機整備作業部会、サプライチェーン強靱化作業部会、艦船整備作業部会）における、それぞれの進捗を確認した。

ここまでの記述で示したように、我が国の平和と安全の確保に向け、あらゆる分野において日米の協力関係を拡充・強化している。宇宙やサイバー領域、統合防空ミサイル防衛における協力、ISR 活動等を通じて平素から幅広い協力を推進している。また、共同訓練・演習の実施、共同使用の拡大を通じた日米の相互運用性・即応性の向上、防衛装備・技術協力を通じた防衛産業基盤の相互補完及び強化も着実に進展している。こうした成果も踏まえ、令和 8 年 1 月の日米防衛相会談において、両閣僚が「日米同盟に一切の揺るぎもなく、両国が緊密に連携できていること」を確認したように、同盟国たる米国との協力・連携は深化している。

5 課題

一層厳しく複雑な安全保障環境に対処すべく、引き続き、日本の南西諸島における二国間のプレゼンスの向上、より実践的な訓練及び演習を通じた即応性の向上、拡大抑止の更なる強化並びに同盟のサプライチェーン及び日米の防衛産業力を強化する共同生産、共同開発及び共同維持整備を含む防衛装備・技術協力の推進等、防衛・安全保障協力の一層の具体化・向上を通じ、日米同盟の抑止力・対処力強化の取組について、日米防衛相会談をはじめとして米国と様々なレベルで緊密に意思疎通をしつつ、切迫感を持ってさらに強化していく必要がある。

6 評価の結果及び施策等への反映（今後の方向性）

日米両国は多岐にわたる分野での協力を推進するとともに、日米の相互運用性・即応性の向上、防衛産業基盤の補完及び強化に資する取組等を実施してきた。引き続き、様々なレベルで緊密に連携しつつ、日米同盟の抑止力・対処力のさらなる強化に向けた具体的な取組を一層加速させていく。その際、日米防衛相会談の成果等も踏まえ、南西地域における日米の共同プレゼンスの拡大について、自衛隊の防衛力強化の取組

の進捗も踏まえて、同盟の最優先事項の一つとして、より高度かつ実践的な共同訓練の各地、特に南西地域での拡充を含め、一層取り組むとともに、防衛装備・技術協力について一層連携し、日米の防衛産業基盤の相互補完・強化に取り組む。

7 その他の参考情報
なし